不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	第三十九条第三項
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第二十七条第九項、第三十一条第九項及び第百三十四条第一項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第九項、第百五十一条において準用する同法第三十一条第九項並びに第二百七十八条第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	第十八条第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	第十二条第一項
（略）	（略）
土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第十六条の二第一項
（略）	（略）
都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）	第十条の二第一項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
内航海運組合法	第二十七条第一項、第三十一条第一項及び第二項並びに第五十四条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項及び第三十七条第三項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項

日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	第三十条第三項及び第三十六条第一項
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第三十一条第九項及び第百三十四条第一項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項、第百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第九項並びに第二百七十八条第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	第十八条第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第十六条の二第一項
（略）	（略）
都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）	第十条の二第一項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
内航海運組合法	第二十七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項及び第二項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項